

個人所得税「新年開幕」特別連載その 1 — 新税法への移行準備、新源泉徴収制度を 全面解剖

2018年12月
第36号

摘要

2019年1月1日を控え、改訂された新個人所得税法がまもなく全面施行されます。多くの企業及び納税者は、新税法の全面実施並びに新旧税法の移行準備における多くの関連政策について、首を長くして待ち望んでいる状態にあります。

2018年12月20日、国家税務総局は、「国家税務総局による新個人所得税法に関する若干の徴収管理移行問題に関する公告」(国家税務総局公告[2018]56号、以下「56号公告」)を公布し、新税法実施後の個人所得税の控除に関する問題を明確にしました。

今回の「中国税務/ビジネスニュースフラッシュ」では、「56号公告」を踏まえて、新個人所得税法実施後の個人所得税に係る源泉徴収制度について簡潔にまとめます。

詳細

中国では、これまで分離課税の税制を採用し、源泉徴収を基本的、且つ主要な税金徴収方法としてきました。ある項目の所得を支払うと同時に源泉徴収義務者は納付すべき税額の計算と源泉徴収も行い、計算及び徴収は簡単でした。今回の税制改正に伴い、総合課税と分類課税を組み合わせた新しい税制が構築され、特に総合所得は年ごとにまとめて税額計算することとなったほか、専項附加控除が追加され、個人所得税の源泉徴収制度もまた必然的に変革が迫られることとなりました。現行の源泉徴収のほかに、予納・源泉徴収といった新たな方法

も発表され、源泉徴収制度がさらに多元化されました。

居住者個人の総合所得に適用される「予納・源泉徴収」の新方法

「56号公告」によると、個人所得税源泉徴収制度の変更点は主に、居住者個人の総合所得項目、特に賃金給与所得に体现されています。総合課税に含まれない各項目の所得については、旧税法の源泉徴収或いは自主予納・源泉徴収方式が踏襲されます(添付資料参照)。

賃金給与所得 - 累計予納・源泉徴収法

旧税法では、雇用主である企業が源泉徴収の義務を果たす際、従業員の当月の賃金

給与所得のみを対象としていましたが、新税法の累計予納・源泉徴収法では、雇用主である企業が源泉徴収の予納額を毎月計算する際、まずは従業員の当該納税年度内における当月までの累計課税所得額を、総合所得年間税率表(即ち賃金給与所得の予納・源泉徴収税率表)に基づき、当月までの累計予納・源泉徴収課税額を算出して、前月までに予納済みの源泉徴収額を差し引くことで、当月の賃金給与所得に係る予納・源泉徴収額を確定します。この新たな予納・源泉徴収方法は、従業員個人にも企業にも大きな影響をもたらします。

www.pwecn.com

従業員に対する影響

- 従業員は予納・源泉徴収段階で専項附加控除を行うことができます。
- 従業員が期限までに控除できなかった専項附加控除項目は、同一納税年度内における以降の月に追加控除を行うことができます。
- 従業員が納税年度内、賃金給与所得を1箇所からしか得ず、予納・源泉徴収ですべての専項附加控除の処理を完了している場合、累計源泉徴収予納税額が当該年度の総合所得に係る納付すべき税額となり、年度確定精算をする必要がないため、徴収者・納税者双方の負担が軽減されます。
- 賃金給与の月毎の累計、単発の多額収入の取得、複数か月の専項附加控除などの要素はすべて、月次予納・源泉徴収の適用税率や予納・源泉徴収税額に影響を及ぼします。毎月の基本的に安定した税引後給与収入に慣れた従業員にとっては、今後、変動的な税引後の月次給与収入に直面するため、個人と家庭のキャッシュ・フローに対し適切に予測と管理を行う必要があります。

雇用主である企業に対する影響

- 企業による賃金給与の月次源泉徴収方法の複雑さは以前より大幅に増し、企業内部における給与計算システム、財税システムも新制度に対応するため、調整が必要です。
- 従業員の専項附加控除に係る情報の収集、変更、追加控除などは企業の源泉徴収作業において重要な構成部分となり、保障として効率的かつ安全な技術手段と業務フローが必要となります。

役務報酬、原稿料、特許権使用料—旧税法の源泉徴収方法の踏襲による予納・源泉徴収

上述3種類の所得の予納・源泉徴収は、旧税法の種類項目分類、月次、発生都度の税額計算を基本的に踏

襲しており、課税所得の確定後、旧税法における当該3種類の所得に適用される税率を予納・源泉徴収税率として、個人所得税の予納・源泉徴収を行います。

- 上述3種類の所得を取得する個人は、専項附加控除がある場合、源泉徴収段階では控除せず、年度確定精算時に控除します。
- 課税所得額を確定する際、旧税法における「毎回の収入が4,000元を超えない場合は800元の費用を控除し、4,000元を上回る場合は20%を費用として控除する」計算方法を踏襲します。このうち原稿料所得は新税法規定に従い、当該基礎の上さらに70%に減じて計算します。
- 注意すべき点として、旧税法の税額計算方法は、源泉徴収義務者が上述所得に対して予納・源泉徴収を行う場合にのみ踏襲され、当該3種類の所得の最終納付税額はやはり、新税法における総合所得の年間を通しての税額計算方法に基づき計算、納付されます。
- 上述所得は予納・源泉徴収を行う際には納税者の専項附加控除項目を含まず、そのうち役務報酬の予納・源泉徴収税率は比較的高く、これらの所得を主な収入源とする個人にとっては、総合所得の年度確定精算を行う必要が生じる可能性が高く、最終的な個人所得税の税負担の確定はより複雑なものとなります。サラリーマンと比べ、これらの収入構成が多岐にわたる納税者は、年末確定精算時まで待たないと税制改正の恩恵を受けられない可能性があります。

「予納・源泉徴収+確定精算」は新個人所得税法における税収徴収管理の新たな特徴です。総合所得を取得する居住者個人にとって、年度予納・源泉徴収額は必ずしも当該年度の納付すべき税額となるわけではなく、納税者は自分の納税申告の状況について正確に判断し、予納・源泉徴

収をベースとした上で、法規に従った年度確定精算を通じて税金の還付及び追納を行う必要があります。

非居住者個人について踏襲される種類項目分類及び月次・発生都度の源泉徴収方法

新方式の「予納・源泉徴収」は新税法における非居住者個人には適用しません。ここでいう「非居住者個人」とは、新税法規定により納税年度期間において中国国内の居住日数が183日に満たない、住所を有さない個人を指します。一般にいう外国籍個人は税法の観点において、実際状況により居住者個人である可能性もあれば、非居住者個人である可能性もあります。非居住者個人が取得した各課税所得に係る個人所得税の源泉徴収は依然として、種類項目ごとに分けて、月次・発生都度に納付すべき税額を計算し、源泉徴収義務者によって源泉徴収する方法で処理されます。そのうち、非居住者個人が取得する賃金給与、役務報酬、原稿料及び特許権使用料はいずれも新しい税法の規定に基づき課税所得額が計算され、かつ居住者個人に係る総合所得税率表を月額に換算した後のものを用いて計算されます。

- 非居住者個人の賃金給与に係る課税所得額を計算する際、基礎控除額(5,000元/月)のみを控除することができます。
- 居住者個人と非居住者個人に適用される源泉徴収方法が異なることにより、中国で勤務する外国籍個人について、企業はその身分を合理的に判断し、賃金給与所得の源泉徴収方法を確定する必要があります。

留意点

新個人所得税法の公布に伴い、税収徴収管理体制も併せて改正され、そのうち個人所得税の源泉徴収制度において期限通りかつ正確に源泉徴収の義務を果たすことは源泉徴収義務者にとって非常に重要であり、源泉徴収方法は納税者個人の納税申告義務に関連するのみならず、一定

レベルにおいてそのキャッシュフローにも影響を及ぼします。

源泉徴収義務者として、企業は特に以下のことを留意する必要があります。

- 納税年度期間中に入社した従業員の累計予納・源泉徴収の対応について、「56号公告」では明示されていないものの、その計算方法に対する解釈によると、企業が従業員の当該企業における勤務期間中の賃金給与及び関連する控除をもとに予納・源泉徴収額を計算することができます。

- 多くの企業は必要に応じて、個人による役務の提供を受ける場合があります。賃金給与と役務報酬はいずれも居住者個人の総合所得に基づき予納・源泉徴収を行います。それぞれの予納・源泉徴収方法は完全に異なることに注意しなければなりません。
- 「56号公告」では、個人の居住者/非居住者身分に対する認識が納税年度開始時に行うことが難しかったり、又は納税年度期間中に変化が起きたりする場合、源泉徴収義務者がどのように個人所得税の源泉徴収処理を行うかについては説明されておらず、

関連する政策が今後発表され、その内容がより明確にされると予測されます。

「56号公告」における個人所得税の源泉徴収制度の変化によって、企業や個人にチャレンジをもたらし、2019年から法規に基づき各自の源泉徴収及び納税申告義務を果たすために、企業と個人による正確な理解及びタイムリーな対応が求められます。新源泉徴収制度の複雑さの程度が比較的高く、必要に応じて、企業は専門家のサポートを求める必要があります。

添付資料:居住者個人の個人所得税の源泉徴収方法

所得項目	源泉徴収方法		予納・源泉徴収/源泉徴収の税率
賞金給与所得	総合所得の予納・源泉徴収	累計予納・源泉徴収方法	3%～45%
役務報酬所得		月次/発生都度の予納・源泉徴収	20%～40%
原稿料所得			20%
特許権使用料所得			20%
利息、配当所得	源泉徴収	発生都度	20%
資産質貸所得			
資産譲渡所得			
一時所得			
経営所得	自主予納		

お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、サービスチームまでお気軽にご連絡ください。

PwC 個人所得税サービスチーム

華中地域

朱錦華
パートナー
+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

華北地域

楊治中
パートナー
+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

華南地域

林灿燊
パートナー
+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com



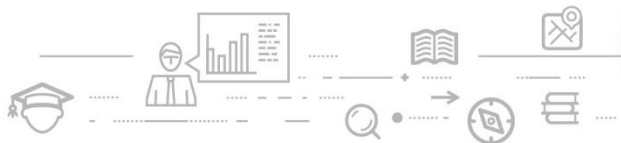
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- ・ “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスを求められますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 9 月 27 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。

本稿は中国及び香港の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

梅紀成
TEL: +86 (10) 6533 3028
m.atthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwchk.com>

または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

个税“辞旧迎新”系列之一 —— 做好 新税法衔接准备，全面了解新扣缴制度

二零一八年十二月
第三十六期

摘要

随着 2019 年 1 月 1 日的临近，修订后新的个人所得税法全面实施的大幕即将开启。广大企业和纳税人对于新税法全面落地实施以及新旧税法衔接的诸多相关政策翘首以盼。

2018 年 12 月 20 日，国家税务总局发布了《国家税务总局关于全面实施新个人所得税法若干征管衔接问题的公告》（国家税务总局公告 [2018]56 号，以下简称“《56 号公告》”），就新税法实施后个人所得税扣缴的相关问题进行了明确。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将结合《56 号公告》，对新个税法实施后个人所得税的扣缴制度进行简要总结。

详细内容

我国一直以来采用的分类所得税制以源泉扣缴为基本和主要扣缴方式，在支付一项所得的同时，扣缴义务人即完成应纳税额的计算和扣缴，计征简单。随着此次个税改革综合与分类相结合的新税制的初步建立，特别是综合所得按年合并计税以及新增专项附加扣除，个税扣缴制度也必然要进行变革。除了原有的源泉扣缴，出现了预扣预缴的新方式，扣缴制度更为多元化。

居民个人综合所得适用“预扣预缴”新方式

根据《56 号公告》，个税扣缴制度的变化主要体现在居民个人综合所得项目，特别

是工资薪金所得。而不计入综合征税的各项所得，沿用

了旧税法下的源泉扣缴或自行预缴方式（请见附表）。

工资薪金 - 累计预扣法

旧税法下企业雇主履行代扣代缴义务时只计入员工当月工资薪金所得，而在新税法的累计预扣法下，企业雇主每月计算预扣缴税额时，需要先将员工该纳税年度内截至当月的累计应纳税所得额，按照综合所得年税率表（亦即工资薪金所得的预扣缴税率表），计算出累计至当月的应预扣缴税额，减除之前月份已经预扣缴的税额后，确定当月工资薪金的预扣缴税额。这种新的预扣预缴方式对于员工个人和企业都会带来不小的影响。

对员工的影响

- 员工在预扣缴环节可以进行专项附加扣除；

- 员工未能及时扣除的专项附加扣除项目，可以在同一纳税年度内的之后月份进行补扣；
- 员工纳税年度内仅从一处取得工资薪金所得并通过预扣缴完成了全部专项附加扣除的，累计预扣缴税额即为该年度综合所得应纳税额，无需进行年度汇算清缴，减轻了征纳负担；
- 工资薪金数额逐月累计、取得单笔大额收入、数月专项附加扣除补扣等因素都将影响月度预扣缴的适用税率及预扣缴数额。对于已经习惯

于每月税后工薪收入基本稳定的员工来说，未来可能要面对浮动的月度税后工薪收入，因此需要对个人和家庭的现金流进行适当预测和管理。

对企业雇主的影响

- 企业进行工资薪金月度扣缴的计算方法较之以前复杂程度大幅提高，企业内部薪酬财税系统亦需相应调整预备应对新制度；
- 员工专项附加扣除信息收集、变更、补扣等将成为企业预扣缴工作的重要组成部分，需要高效安全的技术手段和工作流程作为保障。

劳务报酬、稿酬、特许权使用费— 平移旧税法代扣代缴方法进行预扣缴

针对上述三类所得的预扣缴则基本沿用旧税法下分项分类、按月按次计税方法，在确定应纳税所得额后，以旧税法下该三项所得的适用税率作为预扣缴税率，进行个税的预扣缴。

- 取得上述三类所得的个人，如有专项附加扣除，不通过这些所得的预扣缴环节进行扣除，而需通过年度汇算清缴进行扣除；
- 在确定应纳税所得额时，平移了旧税法下，“每次收入不超过4,000元的减除800元费用，4,000元以上的减除20%费用”的计算方法，其中稿酬所得可以按照新税法规定，在此基础上再减按70%计算；
- 需要注意的是，沿用的旧税法计税方法仅用于扣缴义务人对上述所得进行预扣缴，这三类所得最终的应纳税额仍应按照新税法下综合所得按年计税的方法进行计算和缴纳；

- 上述所得在进行预扣缴时不计入纳税人的专项附加扣除项目，其中劳务报酬预扣缴税率相对较高，对于以这些所得为主要收入来源的个人来说，需要进行综合所得年度汇算清缴的可能性较大，最终个人税负确定也更为复杂。与工薪族相比，这些收入构成更为多元的纳税人可能需待年度汇算清缴时方可享受税改红利。

“预扣预缴+汇算清缴”是新个税法下的税收征管的新特征。对于取得综合所得的居民个人来说，年度预扣预缴税额未必即是该年度的应纳税额，纳税人需要对自己的纳税申报情况准确判断，在预扣预缴的基础上，依规通过年度汇算清缴，实现多退少补。

非居民个人沿用分类分项、按月按次代扣代缴方式

“预扣预缴”新方式并不适用于新税法下的非居民个人。这里的“非居民个人”是指按照新税法规定，纳税年度期间在中国境内居住不满183天的无住所个人。通常所说的外籍个人，从税法的角度，根据其实际情况，可能是居民个人，也可能是非居民个人。非居民个人取得的各项应税所得的个税扣缴仍然按照分类分项、按月按次计算应纳税额并由扣缴义务人代扣代缴的方式进行处理。其中，非居民个人取得的工资薪金、劳务报酬、稿酬和特许权使用费的应纳税所得额，分别按照新税法规定进行计算，并适用按月折算后的居民个人综合所得税率表，分别计税。

- 在计算非居民个人工资薪金应纳税所得额时，仅可扣除基本减除费用（5,000元/月）；
- 由于居民个人与非居民个人适用不同的扣缴方法，对于来华工作的外籍个人，企业需要对其身份进行合理判断，从而确定工资薪金的扣缴方式。

注意要点

全新的个税税制要求税收征管体制的相应变革，其中个税扣缴制度对于众多的扣缴义务人及时准确地履行扣缴义务十分重要，而扣缴方式不仅与纳税人个人的纳税申报义务相关，也在一定程度上影响其现金流。

企业作为扣缴义务人，还应特别关注以下几点：

- 企业针对纳税年度期间入职的员工应如何进行累计预扣缴的问题，《56号公告》虽然并未进行专门明确，但是根据其计算方法的理解，可以预期企业只需按照员工在本单位任职期间的工资薪金及相关扣除进行预扣缴计算；
- 很多企业都会根据需要采用个人提供劳务服务的用工方式。虽然工资薪金和劳务报酬均按照居民个人综合所得进行预扣缴，但是必须注意两者之间的预扣缴方法完全不同；
- 《56号公告》对于个人的居民/非居民身份在纳税年度初期难以确定，或者在纳税年度期间发生变化时，扣缴义务人应如何进行个税扣缴处理并未进行说明，相信后续将有相关政策出台，给予进一步的明确。

《56号公告》所体现的个税扣缴制度的变化，为企业和纳税人个人带来了挑战，需要企业和个人准确理解，及时应对，以保证2019年起顺利依规履行各自的扣缴和纳税申报义务。鉴于新扣缴制度的复杂程度较高，在需要的时候，企业应寻求专业人士的支持和帮助。

附表：居民个人所得的扣缴方法

所得项目	扣缴方式		预扣/代扣税率
工资薪金所得	综合所得 预扣预缴	累计预扣法	3%-45%
劳务报酬所得		按月/按次 预扣预缴	20%-40%
稿酬所得			20%
特许权使用费所得			20%
利息、股息、红利所得	代扣代缴	按次	20%
财产租赁所得			
财产转让所得			
偶然所得			
经营所得	自行预缴		

与我们谈谈

关于上述事宜，我们非常乐意与企业进行进一步的深入探讨。如您就相关事宜或企业应对有疑问，敬请联系我们的专业团队。

普华永道个人所得税服务团队

华中地区

朱锦华

+86 (21) 2323 5509

jacky.chu@cn.pwc.com

华北地区

杨治中

+86 (10) 6533 2812

edmund.yang@cn.pwc.com

华南地区

林燦燊

+852 2289 5528

+86 (20) 3819 6308

louis.cs.lam@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 12 月 20 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话：+86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>